

令和7年度袋井市ファムトリップ業務委託仕様書

1 趣旨

袋井市は、東京・大阪から好アクセスな東海道の「どまん中」に位置し、「ものづくり」が盛んな地域であり、温暖な気候で豊かな自然環境を活かした、農産物が豊富な地域である。また「遠州三山」をはじめとする歴史ある古刹が点在し、四季折々に繰り広げられる地域の祭典や花の名所など、歴史的かつ文化的な地域資源に恵まれたまちである。

そうした特徴を活かし、旅行事業者（国内ランドオペレーター）及びメディア関係者を対象に、効果的なファムトリップを実施することで、本市の魅力発信と知名度向上を図るとともに、地域資源を活かした本市ならではの高付加価値コンテンツの造成と、インバウンド誘客の促進につなげる。

2 委託業務名

令和7年度袋井市ファムトリップ業務

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

4 業務内容

本業務は、日本国内の旅行事業者（国内ランドオペレーター）や海外の旅行事業者の日本支店、及びメディア関係者を対象に、インバウンドの誘客、とりわけ高付加価値旅行者の誘客に向けた働きかけのため、ツアーの企画実施から実施後のフォローアップ等の一連業務を委託するものである。

（1）被招へい者の募集・選定及び連絡調整

ア 被招へい者は、韓国、中国、香港、及び本市と交流のあるベトナムや欧米からの旅行を取扱うランドオペレーター10社以上（1社につき1人）と、これらの国の旅行事業者に訴求する手段を持つメディア関係者2社以上とすること。なお、対応言語については日本語と英語に限る。

イ 被招へい候補者については、本事業の趣旨を踏まえ、高付加価値旅行者等を顧客に持ち、本市への誘客を働きかける相手方として適した国内事業者を対象とし、効果的な手法により選定するよう努めるものとする。

ウ 本事業の実施に先立ち、被招へい者に関する情報の収集（取扱案件、関心のある視察先、食事の忌避、喫煙の有無等）を行うこと。

エ 被招へい者の決定後、速やかに所属、氏名、役職名、連絡先を市に報告すること。

オ 被招へい者への参加依頼状の作成・送付、訪問地の情報を含む全行程、翻訳、出欠とりまとめ、参加お礼状送付、連絡調整等一切の事務を行うこと。

(2) 行程管理

ア 行程全般

企画内容は次の点に留意し、市と協議の上決定するものとする。

(ア) 本市の魅力を効果的に取材できる内容とすること。

(イ) 本市の認知度及びイメージ向上に寄与する内容であること。

(ウ) 雨天時行程も設定し、雨天の場合でも実施できる内容とすること。

(エ) 行程の提案及び調整を行い、実施は令和7年7月下旬から8月下旬の間とすること。

(オ) 行程表作成、翻訳、送付、視察先との連絡調整、支払業務等一切の事務を行うこと。

(カ) 本市を1泊2日で巡る行程とし、遠州三山を2か所以上訪問すること。

(キ) 本市の魅力が伝わるようなものとし、ストーリー性、テーマ性のある行程とすること。

(ク) 全行程には、必要に応じて経験豊富な通訳を同行させること。

(ケ) 受託事業者の担当者が同行し、行程管理を行うこと。

(コ) 行程の情報をまとめたしおりを作成、翻訳し、被招へい者、訪問先へ配付すること。

(サ) 行程上必要となる各種備品（ネームタグ、インカム等）を参加人数分手配すること。

(シ) 本市の誘致につながるよう、市職員や関係事業者が被招へい者との意見交換をできる機会を作り、場所を確保すること（訪問先・施設内の会議室も可とする）。

(ス) 被招へい者、通訳に係る費用（宿泊、移動、食事等を含む）を本事業費に含めること。

(セ) 緊急時の連絡体制の整備、行程中の万一の事故に対応するための国内旅行傷害保険の加入等、万全な安全対策を講じること。

(ソ) 本事業の実施記録については、カメラ等を用い記録すること。

(タ) 本市ならではのユニークメニューや地域食材を使用した食事の提案があると望ましい。

(チ) 被招へい者の関心を引くような当市ならではの視点を取り入れた体験やアトラクション等の提案があると望ましい。

イ 宿泊

- (ア) 被招へい者及び通訳のシングルルーム（朝食付き）を手配すること。
- (イ) 宿泊先は、袋井市内とすること。

ウ 移動

- (ア) 本事業に参加する被招へい者には、集合場所（JR 掛川駅または JR 袋井駅）までの公共交通機関（往復）を手配すること。
※新幹線等は、普通車指定席を手配すること。
- (イ) 全行程で利用可能な、被招へい者及び同行する関係者（市関係者 2 名程度）を含む、全同行者が乗車できる専用車両（運転手付き）を手配すること。なお、車両については、被招へい者及び同行者の荷物も勘案し、余裕をもって座ることのできる大きさのものとすること。
なお、必要に応じて、公共交通機関等を利用することも可とする。
- (ウ) 車両借上げ経費、駐車場代等を事業費に含めること。

エ 食事

- (ア) 行程中の昼食・夕食の予約、手配の一切を行うこと。
- (イ) 食事の手配人数は、被招へい者及び通訳等（市職員は除く）を合わせた数とすること。
- (ウ) 昼食・夕食の会場及び内容は、当市の特性を踏まえ、本市の魅力発信及び誘客につながるよう、本市ならではの特徴的なものとなるよう努めること。また、被招へい者に食事の忌避がある場合は、可能な限り対応すること。

オ アンケート

- (ア) 被招へい者に対するアンケートを市と協議の上作成し、必要に応じて翻訳すること。
- (イ) 作成したアンケートを、被招へい者に配布し回収すること。
- (ウ) 回答結果の翻訳、分析及び今後の取組への施策提案を行うこと。

5 成果品・書類等の提出

(1) 提出を求める成果品・書類等/提出期限/部数

ア 成果品 /令和 7 年 10 月 20 日（月）/A 4 カラー 2 部、CD-ROM 1 枚

(ア) 事業実施報告書

被招へい者の募集及び決定状況、ツアーの実施状況等をまとめた報告書及びツアー中に撮影した写真を紙媒体及び電子データ（Word、JPEG 等）で提出すること。また、被招へい者に対して実施したアンケート調査の結果を取りまと

め、被招へい者による報道や雑誌等への記事の掲載状況（予定含む）等も踏まえ、ツアーの効果を検証し、報告すること。

（イ）被招へい者（メディア関係者）による報道や記事掲載の内容が分かるもの
動画ファイルまたはPDF等の電子データにより提出すること。

なお、報道や記事の掲載が委託期間後となる場合は、その予定時期等を報告するとともに、報道や記事の掲載があった場合は、委託期間後であってもその内容を速やかに報告・提出すること。

イ 業務完了届 /令和7年10月31日（金）/1部

ウ 請 求 書 /業務完了届検収後2日以内 /1部

（2）提出先

袋井市 商業観光課 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1の1

6 その他留意事項

- （1）本事業の受託者は、担当者を1名以上選任し、円滑な業務実施に努めるものとする。
- （2）本業務の実施に当たっては、各種関係法令を遵守すること。
- （3）本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- （4）本仕様書に記載の委託業務の内容については、企画提案のために設定したものであり、実施段階において変更する場合がある。
- （5）業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者に届出を行い、承認を得ること。
- （6）納品後に成果品に瑕疵があった場合は、受注者は発注者の指示により速やかに訂正しなければならない。委託期間終了後も同じとする。
- （7）本業務の実施において不測の事態が生じた場合は、市に責任がある場合を除き、受託者の責任において、これを解決すること。
- （8）この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。